

令和2年度事後評価の実施に関する計画

1. 施策名等

(法務省2-(1))

施 策 名	社会経済情勢に対応した基本法制の整備
担 当 部 局 名	大臣官房秘書課政策立案・情報管理室、民事局総務課、刑事局総務課
施 策 の 概 要	情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制により、国民が豊かな創造性とエネルギーを發揮する社会の実現と、我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに、「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し、社会の安定に資するものとする。
政 策 体 系 上 の 位 置 付 け	基本法制の維持及び整備 (I-1-(1))
政策評価実施予定時期	令和7年8月(令和3年8月は中間報告)
評 価 方 式	総合評価方式

2. 基本的考え方

(1) 課題・ニーズ

社会経済構造の変革と「事後チェック・救済型社会」への転換に対応するため、国民や企業の活動に関わる民事・刑事の基本法について、抜本的な見直しが求められており、法務省では、平成13年度から、集中的に基本法制の整備に取り組んできたところである。

しかしながら、民事基本法制は、国民生活の様々な分野に關係し、また、様々な面で円滑な経済活動を支えるものであって、その内容は膨大であるため、情報化・国際化等の取引社会の変化に対応していない部分や、関係各界から見直しに関する提言や指摘がなされている分野が多数存在している。

一方、刑事基本法制については、近年の社会情勢の複雑化・多様化に伴い、様々な違法行為や不正行為が後を絶たず、その刑事責任の在り方が問われている。今後とも、我が国の治安及び社会秩序の維持を図っていくためには、そのような社会情勢の変化やそれに伴う犯罪動向の変化等に的確に対応することが重要である。

このように、依然として基本法制の整備に関する社会のニーズは高く、民事・刑事基本法制の整備は、明確なルールと自己責任の原則に貫かれた「事後チェック・救済型社会」の実現に不可欠の基盤を形成する上で極めて重要となっている。

(2) 目的・目標

上記の課題に対応するためには、まず、社会経済情勢の変化に応じた多様な立法ニーズに応え、民法・会社法等を始めとした民事基本法制について不断の整備を行っていくことが必要である。これによって、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会が実現され、我が国の経済の活力の維持・向上に資することとなる。

また、社会情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができるよう、刑法等の刑事基本法制を整備することが必要である。これによって、「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し、社会の安定に資することとなる。

さらに、国民に分かりやすい司法を実現するためには、法令を理解しやすいものとすることが不可欠である。これによって、明確なルールと自己責任の原則に貫かれた「事後チェック・救済型社会」の基盤形成をより実りのあるものとすることとなる。

法務省では、平成13年度以降、経済活動に関わる基本法制の整備について集中的に取り組み、平成22年度及び平成27年度に評価を行い、令和2年度にも評価を行う予定である。しかし、依然として存在する課題・ニーズに対応するため、継続して取り組むこととした。

目的・目標の具体的な内容は別紙のとおりである。

(3) 具体的内容

社会経済情勢に対応した民事・刑事基本法制の整備に積極的、集中的に取り組むため、平成13年4月に、民事・刑事基本法制プロジェクトチームを設置し、立法作業を進めている。

法整備の具体的な内容は別紙のとおりである。

3. 評価手法等

民事・刑事基本法制の整備は、我が国の基本法制を「事後チェック・救済型社会」の基盤として有効で、社会情勢に対応したものとするためのものである。

そこで、本件総合評価においては、そのような観点から、本計画に基づき整備された民事・刑事の基本法制がもたらす効果を分析して、必要かつ十分な法制の整備が行われているかを評価する。

4. 施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

○法務省設置法（平成11年法律第93号）第3条、第4条第1項第1号、第4条第1項第2号^{*1}

5. 備考

*1 「法務省設置法」（平成11年法律第93号）

（任務）

第3条 法務省は、基本法制の維持及び整備、法秩序の維持、国民の権利擁護、国の利害に關係のある争訟の統一的かつ適正な処理並びに出入国及び外国人の在留の公正な管理を図ることを任務とする。

2・3 （略）

（所掌事務）

第4条 法務省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 民事法制に関する企画及び立案に関すること。

二 刑事法制に関する企画及び立案に関すること。

2 （略）

別 紙

目的・目標の具体的な内容	法整備の具体的な内容
--------------	------------

【民事関係】

<p>土地の所有者が死亡しても相続登記がされないこと等を原因として、不動産登記簿により所有者が直ちに判明せず、又は判明しても連絡がつかない所有者不明土地が生じ、その土地の利用等が阻害されるなどの問題が生じている近年の社会経済情勢に鑑み、相続等による所有者不明土地の発生を予防するための仕組みや、所有者不明土地を円滑かつ適正に利用するための仕組みを早急に整備する観点から民法、不動産登記法等の見直しを行う。</p>	<p>[民法等]</p> <ul style="list-style-type: none"> 民法・不動産登記法（所有者不明土地関係）等の見直し
<p>公益信託制度については、平成18年の信託法制定時の衆参両院の附帯決議において、先行して行われた公益法人制度改革の趣旨を踏まえつつ、公益法人制度と整合性のとれた制度とする観点から、所要の見直しを行うこととされている。</p> <p>そこで、公益法人制度改革の内容や、実際の運用状況等を踏まえつつ、公益信託ニ関スル法律の全般的な見直しを行う。</p>	<p>[公益信託ニ関スル法律等]</p> <ul style="list-style-type: none"> 公益信託ニ関スル法律の見直し
<p>児童虐待が社会問題となっている現状を踏まえて民法の懲戒権に関する規定等を見直すとともに、いわゆる無戸籍者の問題を解消する観点から民法の嫡出推定制度に関する規定の見直しを行う。</p>	<p>[民法]</p> <ul style="list-style-type: none"> 親子法制（懲戒権・嫡出推定規定）の見直し

【刑事関係】

<p>近時、刑が確定した者又は保釈中若しくは保釈を取り消された被告人等が逃亡する事案が発生している実情等に鑑み、これらの者の逃亡を防止し、身柄の収容を確実かつ迅速に行えるようにするための方策等に關係する刑法の整備について、必要な検討を行う。</p>	<p>[刑事訴訟法等]</p> <ul style="list-style-type: none"> 刑事訴訟法等の見直し
--	--

参考

※平成27年度から令和元年度までに整備済みのもの

目的・目標の具体的な内容	法整備の具体的な内容
【民事関係】	
社会や経済の著しい変化に適切に対応するとともに、国民一般に分かりやすい法制度を構築する必要がある。このような観点から、民事基本法典である民法のうち、債権関係の規定について、制定以来約120年の間に形成された膨大な数の判例法理を整理・分析して、できる限り明文化するとともに、現代社会に適合しない規定を改める等、民法（債権関係）の全般的な見直しを行う。	[民法等] ・民法（債権関係）の見直し
国際的な要素を有する財産権上の訴え及び保全命令事件の国際裁判管轄法制に係る法整備及び家事事件手続法の制定を踏まえ、人事に関する訴えなどについての国際裁判管轄法制の整備を行う。	[人事訴訟法等] ・人事に関する訴えなどについての国際裁判管轄法制の整備
商法制定以来の社会経済情勢の変化への対応、荷主、運送人その他の運送関係者間の合理的な利害の調整、海商法制に関する世界的な動向への対応等の観点から、商法等のうち、運送・海商関係を中心とした規定について、現代社会に適合しない規定を改めるとともに、片仮名文語体の条文を現代語化するなど、全般的な見直しを行う。	[商法等] ・商法（運送・海商関係）等の見直し
相続法制については、配偶者の法定相続分の引上げや寄与分制度の新設を行った昭和55年の改正以降、大きな法改正はされていない。しかしながら、高齢化社会の進展や家族の在り方に関する国民意識の変化等の社会情勢に鑑み、残された配偶者の生活への配慮等の観点から、相続に関する規律を見直す必要があると考えられる。そこで、相続法制について全般的な見直しを行う。	[民法等] ・民法（相続関係）の見直し
民事執行法は、昭和54年に制定された後、社会情勢の変化等に応じ、所要の改正が行われてきたところであるが、近時、債務者財産の開示制度の実効性の向上、不動産競売における暴力団員の買受けの防止、子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化など、民事執行手続についての検討課題が指摘されている。そこで、	[民事執行法] ・民事執行法制の見直し

これらの点について、民事執行法制の所要の見直しを行う。	
最高裁大法廷は、平成27年12月16日、女性にのみ6か月の再婚禁止期間を定める民法第733条第1項の規定について、再婚禁止期間のうち100日を超える部分は憲法に違反するとの判断を示した。同条は婚姻の要件に関する規定であることから、違憲状態を速やかに是正し、国民の混乱を回避する必要がある。そこで、上記規定等の改定を行う。	<p>[民法等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民法（第733条第1項等）の見直し
多くの18歳、19歳の者が、自ら就労して金銭を得たり、一人暮らしをしているという若年者に関する実態を踏まえた上で、憲法改正国民投票の投票権年齢及び公職選挙法の選挙権年齢が18歳と定められたことや、諸外国においては成年年齢を18歳と定めることが一般的になっているという社会経済情勢の変化に鑑みて、民法が定める成年年齢を20歳から18歳に引き下げる。	<p>[民法等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民法（第4条等）の見直し
近年における社会経済情勢の変化等に鑑み、株主総会に関する手続の合理化や、役員に適切なインセンティブを付与するための規律の整備、社債の管理の在り方の見直し、社外取締役を置くことの義務付けなど、企業統治等に関する規律の見直しの要否を検討の上、当該規律の見直しを要する場合にはその見直しを行う。	<p>[会社法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社法制（企業統治等関係）の見直し
特別養子制度は、昭和62年の制度創設から現在まで見直しがされていないが、児童養護施設に入所中の児童等に家庭的な養育環境を与えるための手段の一つとして活用すべきとの指摘がある。そこで、同制度の利用を促進する観点から、同制度に関する規律の見直しを行う。	<p>[民法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養子制度の見直し